1. 基本方針

誰もが健康で安心して生活していくことができるような社会の実現を図るため、高齢者が「自立と尊厳」を持てることはとても重要な課題である。利用者の人間としての尊厳が重視され、気持ちよく生活できるよう、プライバシー保護を徹底する。

1. プライバシー保護の取り組み

利用者情報の収集においては収集する情報は、

①基本的な事項 利用者、家族が答えたくない事柄についての追求は注意を要する。どうしても聞かなければ介護に支障が生ずるというような場合は、その情報がどのように重要なのかを十分理解していただけるよう、対応しなくてはならない。ケアプラン作成時、あるいはサービス開始のアセスメントでは、事業者としての情報を積極的に開示しているか、情報収集の目的、個人情報の利用目的を告げているか、真に自立支援に貢献できるプランを検討しているか(ご利用者の立場にたっているか)、行き過ぎのヒアリングはないか(個人の尊厳まで立ち入っていないか)、ヒアリングシートは個別に取り出せて、かつ記入後は見えない状態でしまえるか、ご利用者の権利(解約の自由、サービス決定の自由、記録開示要求等)を告げているか、複数の選択肢を提供できているか(実質的に選択肢のない提案は押し付け／押し売りである)、最終的には自己決定ができているか家族の合意(特にキーマンの合意)が得られているか(家族にもそれぞれ同じように人権がある)などの注意が必要である。

② 部屋の配置等 施設の部屋割りなどは利用者のプライバ シーに配慮した形で計画する。また施設会議、担当者会議などでも利用者のプライバ シー保護に問題がないか定期的に確認する。

③ 日常の対応 ・事業所内での個人情報、プライバシー情報の管理をルール化、励行（保管ルール、コ ンピュータパスワード設定、持ち出しルール）、日常生活における情　報漏えいの厳禁(意図しないものも注意)、家族(特に普段接していない家族)からの問い合わせに安易に答えない、ご利用者やご家族との会話の中で引き継いで良いもの、悪いものを意識、記録にあたり、支援者側の一方的な思い込みや「 自分だけが理解できる暗号めいた 文章」は書かない、常に利用者への配慮が行き届いた環境づくりのため施設は職員のストレスケアにも配慮する（職員ストレスケア、悩み事のヒアリング実施）

④ 利用者とサービス担当者間、サービス担当者間の日頃の会話においても利用者、家 族のプライバシーに触れるような内容は避ける。（事実であるかないかは問題ではなく、 本人、関係者が不快に思う可能性のある話題、第三者からの嫌がらせ、迷惑行為、犯罪 が誘発される可能性のある話題などは絶対にしてはならない）

⑤ プライバシー保護については、定期的な研修を実施する。

1. 入浴介助におけるプライバシー

① 着替え場所内部は同時入浴者以外からは見られないよう、ドア･カーテンなどで仕切る。利用者によっては同時入浴者からも見られたくないと考える方もいるので、個人の意向を確認して可能な限り対応を図る。

② 入浴中の姿も見られることを好まない方がいる場合、カーテンなどの仕切りを考慮 する。

1. 排泄介護におけるプライバシー

①排泄介助は、利用者のプライバシーを配慮するために、介助の際はできるだけ本人が聞こえる程度での声掛けを心がける。

1. 介助時は、利用者の排泄している姿が見えないように入り口を閉めて行う。
2. 排泄介助や着脱介助などを行う時には、他の利用者様や面会者も訪問することがありますので、プライバシーには十分配慮して介助する。